## 商品概要説明書

多目的ローン (一般型A)

(2024年4月1日現在)

	(2024 中4万1 日先任)
商品名	多目的ローン (一般型A)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
	○原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方(自営業者の方は前年度
	税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○生活の本拠が定まっている方 (農業者以外の自営業者の方については、ご本
	人またはご家族の持ち家であること。)。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。
	ただし、以下の資金は対象外とします。
	① JAで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金
	② 負債整理資金
	③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金
	④ 営農資金および事業資金
借入金額	○1万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準
	金利(農協短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、
	7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(農協短期プライ
	ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日
	より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準
	金利(農協短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、
	7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ
	せください。

返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額 返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特 定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位で す。)のいずれかをご選択いただけます。	
担保	○不要です。	
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (青森県農業信用基金協会) の保証をご利用いた だきますので、原則として保証人は不要です。	
保証料	<ul> <li>○一括払い</li> <li>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</li> <li>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (例)】</li> <li>お借入期間 1年 2年 3年 4年 5年</li> <li>保証料 (円)</li> <li>3,560 7,087 10,638 14,208 17,813</li> </ul>	
団体信用生命共済(保険)	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)にご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。  □体信用生命共済(保険)名 加算利率 団体信用生命共済(特約なし) 年0.3% 団体信用生命共済(連生) 年0.5% がん保障特約付団体信用生命保険 年0.4% がん保障特約付団体信用生命保険 年0.6% 団体信用生命保険(ワイド) 年0.5%	
9 大疾病補償保険	<ul><li>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</li><li>年0.6%</li></ul>	
手数料	Oなし	
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul> <li>○苦情処理措置</li> <li>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 JA支店または本店金融課(電話:0173-27-3306)にお申し出 ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> <li>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等</li> </ul>	

を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で きます。上記当JA金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ ンク相談所にお申し出ください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士 会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客 様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法も あります。 ・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ ム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い 合わせください。 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかね る場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお その他 問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済 された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみ

JAごしょつがる

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。

お問い合わせください。

なされ、所得税の課税対象なる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に